「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」について

## 「情報銀行」のこれまでの経緯

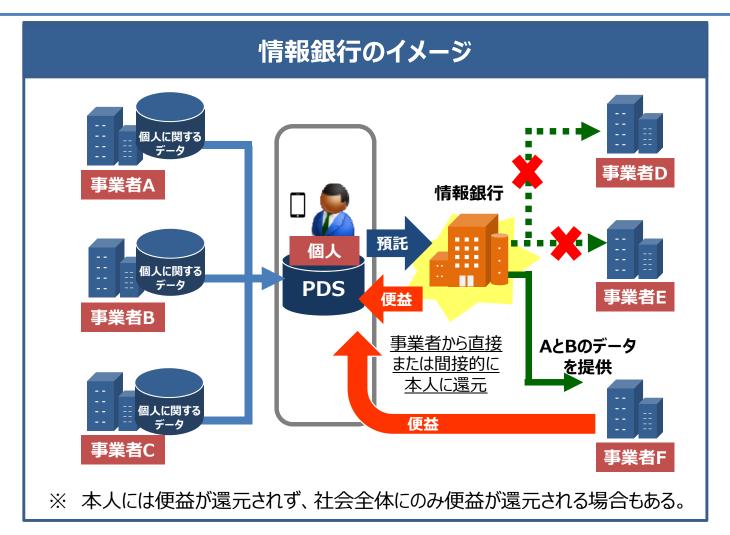
- ●官民データ活用推進基本法(平成28年12月 公布・施行) 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用(第12条)
- 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- データ流通環境整備検討会(内閣官房IT総合戦略室) 「AI、IoT時代におけるデータ活用WG中間とりまとめ」(平成29年2月)
  - パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み(情報銀行等)が有効。
  - 情報銀行等については、分野横断的なデータ活用に向けた動きが出始めており、今後、事業者、政府等 の連携により、その社会実装に向けて積極的に取組を推進する必要がある。
- 情報通信審議会(総務省)

「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申(平成29年7月)

- 情報信託機能を担う者について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されることが望ましい。
- 情報信託機能については、2017年夏以降、必要なルールを更に具体化するための実証事業を継続するとともに、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、任意の認定制度やルールの在り方について検討し、年内に認定業務に着手することを目指す。

# 「情報銀行」の定義

情報銀行(情報利用信用銀行)とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者(他の事業者)に提供する事業。



「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」(内閣官房IT総合戦略室)より

# 「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の公表

- ○「情報銀行」については、昨年7月、情報通信審議会において、一定の要件を満たした者を社会的に 認知するため、民間の団体等による任意の認定の仕組みが望ましいとの提言。
- ○認定の仕組みを有効に機能させるため、総務省・経産省では合同の検討会を立ち上げ、
  - ①認定基準、②モデル約款の記載事項、③認定スキームから構成される指針ver1.0をとりまとめ。 (検討会を昨年11/7~4/24まで計6回開催、6/26に最終版公表。)
- ○今後、本指針に基づく、民間の認定団体による認定開始を期待。

### <認定基準の基本的な考え方>

- 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すもの。
- 消費者個人を起点としたデータの流通(コントロールできる機能の充実)、消費者からの信頼性確保に主眼を置く。

## <主な指針案の内容>

### ①認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制(相談体制、諮問体制等)
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

### ②モデル約款の記載事項

委任関係に関する契約上の合意について、 具体的な条件をモデル約款として示す

- ✓ 業務範囲
- ✓ 情報銀行が担う義務
- ✓ 事業終了時等の扱い

(個人情報保護法上も有効な同意に)

### ③認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制

→ 今後継続して議論・見直し、ver1.0で対象外とした要配慮個人情報等の扱いについても検討。

(※)医療分野の研究開発に資することを目的として、医療機関等から医療に関する情報を収集し、匿名加工情報として活用につなげる主体としては、「次世代医療基盤法」の認定を受けた事業者を想定